

子育てにかかわる公的支援



〈健康診査の助成〉

制度名	内 容	問い合わせ
妊婦一般健康診査	妊娠期の健康診査を助成する制度（補助券14枚、検査券1枚、子宮頸がん検診1枚、クラミジア検査1枚）。	竹原市 保健センター ☎(0846)22-7157
妊婦健康診査支援事業	妊婦健診補助券を使用した妊婦健診1回につき2,000円（28,000円が上限）を奨励金として、申請により交付する制度。	
妊婦歯科健康診査	妊娠期の歯科健康診査を助成する制度（受診票1枚）。	
乳児一般健康診査	1歳までに医療機関で受ける健康診査を助成する制度（受診票2枚）（そのほかに、保健センターで受ける4・5か月健診、9・10か月健診があります）。	
新生児聴覚検査	新生児期（生後28日）に聴覚検査を助成する制度（受検票1枚）。	
産婦健康診査	産婦の健康診査を助成する制度（補助券2枚）。	

〈医療費の公費負担〉

制度名	内 容	問い合わせ
乳幼児等医療費助成	乳幼児等に対し、かかった医療費の自己負担分を公費で助成する制度（所得制限あり）。 通院は小学校卒業（満12歳に達する日以降の最初の3月31日）まで、入院は中学校卒業（満15歳に達する日以降の最初の3月31日）まで対象 一部負担あり。 ※令和5年10月1日から、通院・入院ともに満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで対象。所得制限なしに変更。	市役所市民課 医療年金係 ☎(0846)22-7734
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し、かかった医療費の自己負担分を公費で助成する制度（所得制限あり）。 ひとり親家庭等の父又は母及び児童（満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）並びに父母のいない児童が対象 一部負担あり。	市役所社会福祉課 子ども福祉係 ☎(0846)22-7742
重度障害者医療費助成	重度心身障害者（児）に対し、かかった医療費の自己負担分を公費で助成する制度（所得制限あり）。 身体障害者手帳1～3級/療育手帳A@所持者が対象 一部負担あり。	市役所健康福祉課 障害福祉係 ☎(0846)22-7743
自立支援医療（育成医療）	身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる18歳未満の児童で、治療によって確実な効果が認められる場合に手術等の医療費を助成する。市町村民税の課税額に応じて費用の一部負担あり（所得制限あり）。	
未熟児養育医療	出生時の体重が2,000g以下、または身体の発育が未熟のまま出生した乳児で、入院して養育を行う必要がある場合に医療の給付を行う。所得税の課税額に応じて費用の一部負担あり。	
不妊治療助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対して、治療費の一部を助成。広島県が実施する特定不妊治療支援事業（特定不妊治療に併せて行われる先進医療等）において、助成承認が決定された方で、市民税等を滞納していない方を対象に助成します。（上限5万円）。不妊検査・一般不妊治療（タイミング療法や薬物療法など）も引き続き助成します。	竹原市 保健センター ☎(0846)22-7157
不育症治療費助成事業	医療保険適応外の不育症の検査・治療に要した費用の一部を助成（上限5万円）。	
初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の初回の産科受診料の費用を助成（上限1万円）。	

制度名	内 容	問い合わせ
小児慢性特定疾病医療費助成制度	18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満)の児童が、厚生労働大臣が定める疾病にかかった場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。市帯の市町村民税額等に応じて負担限度額が定められています。	広島県西部東保健所 保健課健康増進係 ☎(082)422-6911

〈児童福祉〉

制度名	内 容	問い合わせ
児童手当	中学校3学年修了前の児童を養育している人に支給される手当(所得制限あり)。	市役所社会福祉課 子ども福祉係 ☎(0846)22-7742
児童扶養手当	18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童(中重度の身体障害等のある児童にあっては20歳未満)がいる母子家庭などに支給される手当(所得制限あり)。	

〈母子・父子等福祉〉

制度名	内 容	問い合わせ
母子・父子及び寡婦福祉資金貸付	母子・父子家庭や寡婦の人の生活の安定と、その児童(子)の福祉の増進を図るための貸付制度。修学、就学支度など各種資金あり。	広島県西部東厚生環境事務所 ☎(082)422-6911 市役所社会福祉課 子ども福祉係 ☎(0846)22-7742

〈障害児福祉〉

問い合わせ	内 容	問い合わせ
特別児童扶養手当	身体・知的または精神に重度または中度の障害のある20歳未満の児童を監護する保護者に支給される手当(所得制限あり)。	市役所社会福祉課 子ども福祉係 ☎(0846)22-7742
障害児福祉手当	身体・知的または精神に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある、在宅の20歳未満の児童に支給される手当(所得制限あり)。	市役所健康福祉課 障害福祉係 ☎(0846)22-7743
身体障害者手帳	身体障害児が一貫した相談指導やいろいろな援助を受けることができるように交付される手帳。	
療育手帳	知的障害児やその保護者が一貫した相談指導やいろいろな援助を受けることができるように交付される手帳。	広島県西部子ども家庭センター ☎(082)254-0381 市役所健康福祉課 障害福祉係 ☎(0846)22-7743
精神障害者保健福祉手帳	精神障害児やその保護者が一貫した相談指導やいろいろな援助を受けることができるように交付される手帳。	竹原市保健センター ☎(0846)22-7157
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入又は修理費用の一部を助成(所得制限あり)。	市役所健康福祉課 障害福祉係 ☎(0846)22-7743

〈住 宅〉

制度名	内 容	問い合わせ
子育て世帯向け地域優良賃貸住宅	子育て世帯等に良質な賃貸住宅を提供するとともに家賃の助成を行うもの。	市役所都市整備課 住宅建築係 ☎(0846)22-7749